

事業系ごみ処理手数料の改定について

答申

平成29年4月

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

(1) 改定の経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定により、事業者は廃棄物を自らの責任において適正に処理することが定められています。また、事業者が事業系ごみを処理する場合には、市に処理委託することが可能であり、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第28条の規定により、市が事業系ごみを処理する場合の処理手数料を定めています。

また、鎌倉市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築や焼却施設の老朽化を背景に、より一層のごみの減量・資源化を目指しており、平成28年10月に策定した第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画においては、ごみの発生抑制を促進する手法のひとつとして、事業系ごみ処理手数料の見直しの施策を掲げています。

事業系ごみの処理手数料は、事業者の自己処理の原則を鑑み、受益者負担としてなるべく処理原価と同額を金額として設定すべきであると考えられます。

しかしながら、施設の老朽化や焼却灰の溶融固化を行っていることなどの事情により、鎌倉市の燃やすごみの処理原価は高い金額となっています。そのため、鎌倉市ではこれまで、近隣市との均衡、家庭系ごみ処理手数料との均衡、社会経済情勢などを考慮して、処理手数料の段階的な改定を行ってきました。

平成14年1月には、本審議会において、廃棄物の自己処理の原則や近隣各市の手数料額を勘案し、事業系ごみの処理手数料について処理原価の事業者負担を5分の4程度とすることを妥当とする旨の答申を行いました。本答申を受けた後、市は急激な金額の上昇による事業者への負担増を避けるため、5分の4程度までは段階的に改定することとし、平成15年10月に処理原価の2分の1程度である1kg当たり13円に改定しました。

また平成25年3月には、本審議会において、事業系ごみの減量、県内各市との均衡、ごみ処理経費の増加、家庭系ごみ有料化との公平性の確保から、燃やすごみの処理経費の概ね3分の2程度である1kg当たり21円が適正である旨の答申を行っており、市は平成26年10月に1kg当たり21円に改定しています。

前回の改定から2年が経過し、さらなるごみの減量、資源化につなげ、事業者のごみ処理に伴う適正な財政負担を求めるために、事業系燃やすごみの処理手数料の改定について答申を行うものです。

(2) 事業系ごみ処理手数料の改定額

鎌倉市の燃やすごみの処理原価の推移は表1のとおりです。平成26年10月の改正で参考とした平成22年度の処理原価は約32円であり、その後、平成24年度から処理原価が上昇しています。

平成25年度から27年度までの3年間の処理原価平均は約36円です。

表1 鎌倉市のごみ処理原価の推移（燃やすごみ）

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 処理原価 (1kg当たり) | 31.9円 | 31.5円 | 33.8円 | 38.3円 | 36.0円 | 33.8円 |

また、県内における事業系ごみ処理手数料は表2のとおりです。

手数料の金額は、県内での10円から25円まで様々ですが、各広域ブロック内の金額を見ると、ほぼ同額か近い金額に設定されているようです。鎌倉市は、平成28年5月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、平成28年7月に覚書を締結しており、現在は横須賀・三浦ブロックのうち、鎌倉・逗子・葉山のブロックとなっています。

手数料の料金設定で一番多いのは1kg当たり25円の13市町村、これは全体の約40%にあたる市町村が該当しています。次に多いのは1kg当たり20円で6市町村、次に1kg当たり21円で3市町村が該当しています。

また、原価負担率の内訳を見ると、処理手数料を原価負担率100%としているのは13市町村、全体の約40%が該当しています。次に多いのは原価負担率83%の3市町村数です。

事業系ごみ処理経費の計算方法は、各自治体がそれぞれの方法で積算している状況であり、また焼却等の条件も異なることから一概に比較することはできません。しかしながら、鎌倉市の処理原価は1kg当たり約36円であり、処理手数料21円とかい離しており、鎌倉市の原価負担率約2/3（約67%）は県内の中で比較的低い原価負担率となっています。

改定の金額は、県内の手数料として最大かつ最多の25円と設定することで、処理手数料の原価負担率は、約58%（21円/36円）から約70%（25円/36円）となり、同じ広域ブロックの逗子市・葉山町と同額となります。

そのため、鎌倉市の処理原価、近隣市との均衡、段階的な改定を鑑み、現時点では1kg当たり25円とすることが妥当であると考えられます。

表2 県内における事業系一般廃棄物処理手数料について（燃やすごみ）

| 番号 | 自治体名 | 手数料(1kg当たりに換算) | 根拠 | 改定年月 | 広域ブロック | 備考 |
|----|------|--------------------|--|---------|---------------|-------------------------|
| 1 | 横浜市 | 13円 | 中間処理・最終処分原価相当額 | H13年4月 | 横浜 | |
| 2 | 川崎市 | 12円 | 中間処理・最終処分原価の2/3、近隣市町村との均衡 | H12年4月 | 川崎 | H28年4月から15円に値上げ(原価相当額)。 |
| 3 | 相模原市 | 23円 | 中間処理・最終処分原価は25円だが大幅な値上げによる影響を考慮し、従前の手数料(18円)の1.3倍以内とした。 | H28年4月 | 相模原 | |
| 4 | 横須賀市 | 15円 | 中間処理原価相当額及び近隣市町村を参考 | H9年8月 | 横須賀・三浦 | |
| 5 | 三浦市 | 15円 | 中間処理・最終処分原価の1/2 | H24年7月 | (横須賀・三浦) | ※横須賀市に焼却事務委託 |
| 6 | 鎌倉市 | 21円 | 中間処理・最終処分原価の2/3、近隣市町村との均衡 | H26年10月 | 横須賀・三浦 | |
| 7 | 逗子市 | 25円 | 中間処理・最終処分原価は35円であるが、大幅な値上げによる影響や近隣市との均衡を考慮し設定した。 | H28年10月 | (鎌倉・逗子・葉山) | ※H29年1月から逗子市に焼却事務委託 |
| 8 | 葉山町 | 25円 | 中間処理・最終処分原価の64% | H25年10月 | | |
| 9 | 藤沢市 | 20円 | 中間処理・最終処分原価の75% | H18年10月 | | |
| 10 | 茅ヶ崎市 | 20円 | 近隣市町村を参考 | H20年4月 | 湘南東 | H29年10月から値上げ(予定)。 |
| 11 | 寒川町 | 20円 | 近隣市町村を参考 | H22年7月 | | ※茅ヶ崎市に焼却事務委託 |
| 12 | 平塚市 | 22円 | 中間処理・最終処分原価相当額 | H22年4月 | | |
| 13 | 大磯町 | 25円 | ごみ処理広域化に伴い平塚市との均衡 | | 湘南西(平塚・大磯・二宮) | ※平塚市に焼却事務委託 |
| 14 | 二宮町 | 25円 | 中間処理・最終処分原価の70% | | | ※平塚市に焼却事務委託 |
| 15 | 秦野市 | 19円 | 二市組合の中間処理・最終処分原価相当額、近隣市を参考 | H17年4月 | 湘南西(秦野・伊勢原) | ※秦野市伊勢原市環境衛生組合 |
| 16 | 伊勢原市 | 19円 | 二市組合の中間処理・最終処分原価相当額、近隣市を参考 | H17年4月 | | |
| 17 | 大和市 | 20円 | 中間処理・最終処分原価相当額 | H15年11月 | | |
| 18 | 海老名市 | 25円 | 高座清掃施設組合の中間処理・最終処分原価相当額 | H22年7月 | 大和高座 | |
| 19 | 座間市 | 25円 | 高座清掃施設組合の中間処理・最終処分原価相当額 | H22年7月 | | ※高座清掃施設組合 |
| 20 | 綾瀬市 | 25円 | 高座清掃施設組合の中間処理・最終処分原価相当額 | H22年7月 | | |
| 21 | 厚木市 | 25円 | 中間処理原価及びダイオキシン類対策工事費相当 | H25年4月 | | |
| 22 | 愛川町 | 25円 | 厚木市に焼却処分を委託しているため、厚木市と同額 | | 厚木愛甲 | ※厚木市に焼却事務委託 |
| 23 | 清川村 | 45L袋150円, 90L袋300円 | | | | ※厚木市に焼却事務委託 |
| 24 | 南足柄市 | 24円 | 周辺市町村との比較 | H23年4月 | | |
| 25 | 中井町 | 25円 | 足柄東部清掃組合の処理経費は30円 | H26年10月 | | |
| 26 | 大井町 | 25円 | 足柄東部清掃組合の処理経費は30円 | H26年10月 | 県西(南足柄・足柄上) | ※足柄東部清掃組合 |
| 27 | 松田町 | 25円 | 足柄東部清掃組合の処理経費は30円 | H26年10月 | | |
| 28 | 山北町 | 21円 | | | | |
| 29 | 開成町 | 21円 | | | | ※足柄西部清掃組合 |
| 30 | 小田原市 | 25円 | 収集経費を含む原価から算出した中間処理・最終処分相当額 | | | |
| 31 | 箱根町 | 10円 | 中間処理・最終処分原価から減価償却費と入湯税充当額を除いた経費は18円であるが、大幅な値上げによる影響を考慮し設定した。 | | 県西(小田原・足柄下) | H30年4月から18円に値上げ。 |
| 32 | 真鶴町 | 20円 | 二市組合の中間処理・最終処分原価相当額 | | | |
| 33 | 湯河原町 | 20円 | 二市組合の中間処理・最終処分原価相当額 | | | ※湯河原町真鶴町衛生組合 |

資料)平成28年度一般廃棄物処理事業基礎データ調査結果、神奈川県都市清掃行政協議会清掃事業研究会研究報告書、ホームページ等より作成

(3) 改定に当たっての留意事項

鎌倉市の事業系ごみ処理手数料は、平成 26 年 10 月に 1kg 当たり 13 円から 21 円へと大幅な値上げをしており、近年の消費税等の増税や鎌倉市内の事業者の厳しい経済状況を鑑みると、今回の手数料の改定は事業者にとって少なからず負担が増加することとなります。

また、事業者の中には、分別せずにごみ処理を収集運搬許可業者に任せていたり、家庭系ごみのクリーンステーションに排出しているなど、ごみの減量・分別の意識が低いところも多くあります。また、事業者のアンケート調査によると、事業者に対するごみの減量・分別方法の情報が不足している傾向が見られます。

平成 26 年 10 月の手数料改正で事業系ごみの減量が殆ど図られなかった事実からも推測できるように、前回と同様に処理手数料の改定を行っても、排出事業者はごみ排出量を削減することなく、処理手数料の増額がそのまま事業者の経費負担の増加につながることを懸念されます。

そのため、手数料改定にあたっては十分な周知期間を設け、排出事業者や収集運搬許可業者に対して分かりやすいマニュアルや優良事例をもとに、ごみ排出量の削減方法を丁寧に説明し、事業者にごみの減量、資源化に理解と協力が得られるよう、周知の手立てを幅広く講じるよう要望します。

(4) 改定時期

改定時期にあたっては、条例の改正から事業者への十分な周知期間を考慮した 6 箇月後に実施することが望ましいと考えられます。